

# 国立大学法人群馬大学学長任期規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成27. 3.17 令和 4. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規程に基づき、国立大学法人群馬大学の学長の任期について定めるものとする。

## (任 期)

第2条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、再選考による学長の任期は、学長選考・監察会議の議を経て、別に定める。

## (規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、学長が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日に任命されたものとされる学長の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 平成16年4月1日後最初に選考される学長が再任の場合の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

## 附 則

この規程は、平成27年3月17日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。